

障害のある人の困りごととコミュニケーション手段

聴覚障害

(ろう・中途失聴・難聴)

困りごと

- 外見ではわかりにくい障害のため、周囲に気づいてもらえないことがあります。
- 「ろう者」は手話を使用し、「中途失聴者」や「難聴者」は要約筆記や口話等によるなど、聞こえの程度や聞こえなくなった時期などによって、コミュニケーションの仕方が異なります。

コミュニケーション手段

手話、要約筆記、口話、筆談など



視覚障害

困りごと

- 慣れていない場所では一人で移動することが困難です。
- 音声や手で触れることなどにより情報を得ています。また、視覚障害のある人すべてが点字を読めるとは限りません。
- 全く見えない場合と見えづらい場合があります。見えづらい場合の症状は、一人ひとり違います。

コミュニケーション手段

点字、音訳、代読、代筆など



音声機能障害

困りごと

- 発声や発音、話し方に障害があるため、言葉が伝わりにくいことがあります。

コミュニケーション手段

代用発声(食道発声、電動式人工喉頭)、筆談など

知的障害

困りごと

- 複雑な会話や抽象的な概念を理解するのが苦手です。
- 人に尋ねたり、意見を言うのが苦手な人もいます。

コミュニケーション手段

簡単な言葉、絵図、実物、写真、身振りなど

盲ろう

困りごと

- 情報入手、コミュニケーション、移動などの様々な場面で大きな困難が生じます。

コミュニケーション手段

手書き文字、触手話、指点字など



重度の肢体不自由 発語機能の障害

困りごと

- 体を動かすことや発語が難しいため、意思を伝えることが困難です。

コミュニケーション手段

重度障害者用意思伝達装置



発達障害

困りごと

- コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手です。
- 困難なこと、苦手なことが一人ひとり違います。

コミュニケーション手段

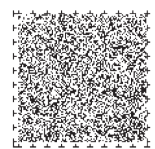
- 穏やかに、具体的に話す
- 文字や写真、図などで見てわかりやすく伝える

障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し、共に暮らし支え合う共生社会の実現を目指して制定しました。

岡山県手話言語の普及及び 聴覚障害、視覚障害その他の 障害の特性に応じた意思疎通手段の 利用促進に関する条例



音声コード
Uni-Voice



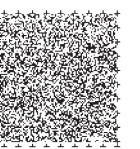
音声コード Uni-Voice

問い合わせ先

岡山県子ども・福祉部障害福祉課
〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号
TEL. 086-226-7362 FAX. 086-224-6520
E-MAIL. shofuku@pref.okayama.lg.jp

令和5年4月1日施行

この冊子には、音声コードが各ページに印刷されています。



条例の概要

1 「手話は言語」であることを理解しましょう

- 手話は、音声言語と異なる語彙や文法体系をもっており、手指や体の動き、表情を使って意思や概念を視覚的に表現する言語です。

2 障害のある人の意思疎通手段(コミュニケーション)について理解し、配慮しましょう

- 手話、要約筆記、手書き文字、触手話、点字、音訳など様々なコミュニケーション手段があります。
- 障害の特性に応じて自由に意思疎通できるよう、コミュニケーション手段を選択できるようにしましょう。

基本理念

障害のある人が基本的人権を享有する個人として重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を尊重すること。

- 手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であり、ろう者が受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われること。
- 障害の特性に応じた意思疎通手段の選択機会の確保と利用の拡大が図られること。

県の責務

- 手話言語の普及と障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進について総合的な施策を策定し、実施する。
- 県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずる。
- 市町村その他の関係機関と連携を図るよう努める。

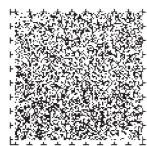
県民等の役割

県の施策に協力するとともに、

- 県民は、手話・点字等への理解を深めるよう努める。
- 障害のある人は、県民の理解の促進、普及に努める。
- 手話通訳者・点訳奉仕員等は、手話・点字等の技術の向上、支援、普及に努める。

事業者の役割

- 事業活動を行うに当たっては、県の施策に協力するよう努める。



岡山県の取組

啓発及び手話を学ぶ機会の確保

「あいサポーター研修」等において、条例の普及啓発を実施します。

Q. 「あいサポーター研修」とは?

A. 様々な障害の特性を理解して、障害のある方が困っていることに対して、ちょっとした手助けや心くばりを実践していく「あいサポーター」を養成する研修のことです。



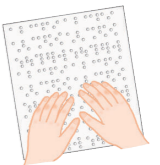
人材の確保、養成等

- 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助、点訳、音訳等を行う者その他の障害のある人と他者との意思疎通を支援する者及びその指導者の確保、養成及び技術の向上を図ります。
- 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者の派遣体制の確保に努めます。



学校における手話・点字等の利用促進

障害のある児童生徒等が手話・点字等を用いて学習できる環境の整備、学習機会の提供や相談等に努めます。

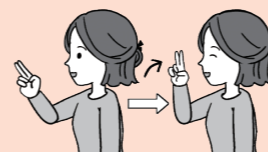


養成講座のご案内

講座	内容	問い合わせ先
手話奉仕員養成講座	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	各市町村障害福祉担当課
手話通訳者養成講座	手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成します。	岡山県聴覚障害者センター TEL. 086-224-0221
要約筆記者養成講座	要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。	岡山県視覚障害者センター TEL. 086-244-1121
点訳・朗読奉仕員養成講座	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成します。	岡山盲ろう者友の会 TEL. 086-227-5004
盲ろう者向け通訳・介助員養成講座	視覚と聴覚の両方に障害がある盲ろう者の通訳・介助員を養成します。	岡山盲ろう者友の会 TEL. 086-227-5004
失語症者向け意思疎通支援者養成講座	脳卒中などの疾患により言語機能に支障をきたす障害がある失語症者の意思疎通支援者を養成します。	岡山県言語聴覚士会 (窓口:倉敷平成病院) TEL. 086-427-1111

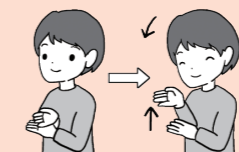
簡単な手話を覚えてみましょう!

＼こんにちは／



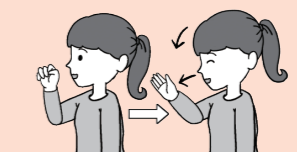
人差し指と中指を立て、額の中央に当て頭を下げます。

＼ありがとう／



左手の甲に右手を乗せ、右手を上げながら頭を下げます。

＼よろしくお願いします／



右手のこぶしを鼻に当て、開きながら前に出して頭を下げます。

